

佐々木東大総長提出資料 (03年12月1日)

国立大学法人運営交付金等に係る論点

平成15年11月25日

	文部科学省の考え方	国大協およびWGの意見
1. 総論	国立大学を取り巻く厳しい情勢に鑑みれば、附属病院の区分や効率化係数の導入など、国立大学に対して指摘されている要求のうち最低限のものは、受けざるを得ないと考える。	歳出抑制の厳しい圧力に鑑みれば、個別事項で整合性のある対応を取り、順次譲歩していくよりは、大学の教育研究の特性を主張し、原則論で対応すべき (WG)
2. 総額確保	移行前の公費投入額を踏まえ、所要額を確保。(学長懇談会大臣挨拶)	15年度国立大学特別会計への繰入額と、同規模の公費投入額を最低限確保すること。(要望書)
3. 概算要求基準 (シーリング)	シーリングの取り扱いは、17年度以降の検討課題 (16年度は裁量的経費として要求済。17年度以降裁量的経費として区分されるとしても、《科振費》のような扱いで要求していきたい。)	運営費交付金を、その性格に鑑み、《義務的経費》として取り扱うこと。(要望書) 運営費交付金の支出は国にとって裁量ではなく義務であることは明らかである。(WG)
4. 定員要求管理的手法、 人件費、物件費区分	定員減 (▲1%) や人事院勧告 (過去5年間で約▲1,000億円) の影響を受けないようにするため、また、使途の自由度を確保するため、区分しない。(大学における欠員補充や調整定員への対応も踏まえて)	歳出抑制圧力に抗するためには、定員管理的手法、人件費・物件費の区分があった方が良い。(WG) 定員削減の影響は効率化係数のかけ方とのバランスで検討すべき。(WG) 人勧は、社会の給与水準全体の話であり、かけられても問題ない。(WG)
5. 効率化係数などの 諸係数	効率化係数は受けざるを得ないが、限定的に係るよう要求中。	効率化係数は適用させないこと。(要望書)

	文部科学省の考え方	国大協およびWGの意見
6. 附属病院の教育研究と診療との区分 (1) 総論	公的病院にかかる世論を踏まえると、教育研究と診療との区分はやむを得ない。	<p>① 区分に反対。国立大学の附属病院は教育研究のためにあるという原則論を貫くべき。(WG)</p> <p>② 区分は実質的な個別補助金化であり、運営費交付金が歳出と歳入の收支差補助であるという原則に反する。(WG)</p> <p>③ 区分を設けることは、附属病院の独立採算制を意味し、次にロースクール、ビジネススクールと削られやすいところから独立採算制を導入され、国立大学の民営化を早めることになる。(WG)</p>
(2) 区分の仕方	国立病院を基本とし、それにプラスアルファーの部分が教育研究に要する費用という考え方で構成されている。	<p>① 区分は不適切。大学附属病院は教育研究のための機関であり、国立病院にあわせること自体問題。(WG)</p> <p>② 万一、区分するとしても、教育研究比率は少なすぎる。また、区分について今年中に決着をつけるのは困難。(WG)</p>
(3) 区分のメリット	<p>① 附属病院が収入増を図ろうとするインセンティブを付与することができるとともに、黒字の附属病院において、黒字が運営費交付金の削減につながらないようにすることができる。</p> <p>② 附属病院の診療部門が黒字になった場合は、その後黒字は、積み立てて使える。</p>	<p>① 病院収入が増すると考えるのは疑問。(WG)</p> <p>② 診療部門がいったん黒字化した後、病院再開発や債務償還等の事情で再び赤字補填用交付金を入れようとするときどういう理由で、赤字補填の交付金を投入することができるか。そのときは、教育研究という理由は使えない。(WG)</p>